

表明されないニーズをめぐる理論研究

—構築主義ニーズ論の検討—

(公財) 社会福祉振興・試験センター 平塚 謙一 (5805)

キーワード：ニーズの社会的構築、表象外の世界、言説と要因との因果関係

1. 研究目的

人々がある状態を社会問題だとしてクレイム申し立て活動をしたのは、その人々がそれを社会問題だとする価値を持つからだという旧来の説明をキツセとスペクターは批判し、人々が行ったクレイム申し立てから、その人々のもつ価値観を知ることができるとして、社会問題についての捉え方を逆転させた。そして社会学者といえども自分の道徳や価値から離れて社会問題を定義することはできず、人々が社会問題とみなす問題が、社会問題だと考えざるを得ないとした（キツセとスペクター1977）。社会構築主義をニーズ論に導入した上野は、当事者、援助者、家族を含めた第三者すべてのアクターのうち、誰よりも当事者のニーズが最優先されるべきであるという規範的な立場として、「ニーズ中心」アプローチを提示した。「たんに『第三者による』とか、多数者によって『社会的に含意された』という以上のことを意味しない『客観的ニーズ』を『規範的ニーズ』と呼び、『規範』の担い手を『専門家、行政官、研究者』のみに限定するのは、権威主義的であるばかりか差別的でもある用法である」とする。このように専門家による客観的ニーズと当事者による主観的ニーズ、言い換えれば専門家のニーズ判断能力と、当事者のそれとを相対化している（上野 2008）。人々の置かれている様々な状態が、社会の常識と深く結び付いている場合、それらに異議が唱えられるまでは、しばしば人々に当然のこととみなされて、問題視されない。そのような事態を解きほぐすために、ポスト構造主義やポストモダニズムが果たした（果たし得る）貢献は大きい。しかし、「本人がニーズとして表明したものがニーズである」という考えに基づくと、「客観的」にみればニーズが存在するとみなされる状態でも、本人がニーズ（あるいは問題）として表明していなければ、そこにニーズの存在を認めることができなくなってしまう。また「その人のことはその人にしか分からない」ことが強調されれば、他者に対する想像力の欠如が助長される恐れがある（小松 2004）。そうなれば本人からの表明がなければ、その人のおかれる状況に対する社会的な関わりはますます遠のいていく。本研究は表明されないニーズの存在を顧慮することに向けて理論的に接近する。

2. 研究の視点および方法

表明されないニーズを顧慮するためのアプローチとして、社会的な承認を得るために、ニーズを有する人たちは自らニーズを顕在化させるべきとする主張もある。ニーズ表明を促進すること自体は望ましいことであるが、ニーズ表明を抑制する社会構造はそうたやすく解消されるものではない。ニーズ表明が抑圧されている人には、それを待っている暇はない。また「当事者」であれば表明によらなくても互いにニーズを把握しているという見方もあるが、集合表象は（「障害者」のように）カテゴライズする限り無視できない差異が存在するため、「集合としての見解」と対立する「個としての見解」が抑圧され（豊田 1998）、また「カテゴリーに自己同一化して自分を説明していくかぎり、そういったカテゴリーは『社会的に自然な』もの、『社会的に必然な』ものに擦りかわってしまう」（竹村 2001）。集合表象というアプローチもまた表象外の世界を把握するための論拠とはならない。本研究では構築主義の論理構造自体を再検討することによって、表明されないニーズを把握する論拠に接近する。

3. 倫理的配慮

文献からの引用については、日本社会福祉学会研究倫理指針の「A 引用」に規定された指針を、発表にあたっては指針の「G 学会発表」を遵守している。

4. 研究結果

社会構築主義を厳格に考える立場では、人々がある状態におかれたことと、クレーム申立てとの間に因果関係を想定することは、認められない。しかし、社会構築主義においても、表象の向こうにある状態、「《認識論による存在論の抑圧》に対する実在からの抵抗、《存在の金切り声》とでもよぶべきもの」（北田 2001）の存在を顧慮しようとするものもある。ベストは「クレームは社会的、歴史的な真空からは生まれない」のであり、「クレーム申立てをするという人々の決定がより大きな社会的コンテクストから出現する」としている（ベスト 1987）。このコンテクスト派と呼ばれる立場では、ある言説にはそれを生み出させしめた実態があると想定する。これによれば、言説と状態との間の因果関係が認められるため、クレーム申立てされたのと同様の状態におかれている人が、その状態を問題だとみなしている（みなしえる）と考えることは否定されない。厳格派は申し立てられたクレームが実際に社会問題であるかどうか、さらにはクレーム申し立てされている状態が実際に存在しているかさえも問わない。それに対して、コンテクスト派は例えば児童虐待であれば具体的には以下の同定を行う。①クレーム申し立て行為の存在の同定、②その行為をクレーム申し立てであるとする同定、③児童虐待であるとしてクレームが申し立てられた状態の物理的存在の同定、④クレーム申し立てされた当該状態が児童虐待であるとする同定である。赤川の言うようにクレーム申し立てという言説は確かに存在するものであるため、それを研究対象とすべきというのが社会構築主義の原点であり、表象外の世界まで同定する立場は、社会構築主義の根本的な考え方と矛盾しないのかという疑問が生じる（赤川 2001）。しかし、キツセとスペクターにしても意見の表明がしかるべきところに伝えられた場合、その行為はクレーム申し立てとして同定されるものとしている。社会構築主義といえども、何の同定も行わない訳ではないということは、ウルガーとポーラッチの指摘したとおりである。厳格派においても「実態」の存在・当否は問わないが、言説やクレーム申し立て活動が存在することは疑わないという意味において、赤川は両者は認識論的に等価であるとしている（赤川 2001）。

5. 考察

自分がおかれているある状態についてクレーム申し立てをする人と、同様の状態にあるが申し立てしていない人がいるとき、社会構築主義を厳格に考えれば、クレーム申し立てをしていない人がその状態を社会問題とみなしているか（定義しているか）どうかについては判断しないということになる。しかし、それはクレーム申し立てをしていない人が、その状態を社会問題としてみなしているかどうかについては判断を保留するのであり、「クレーム申し立てをしていない人は、その状態を社会問題とみなしていない」と主張している訳ではない。クレーム申し立てとその向こうの状態との間の因果関係を認めるならば、クレーム申し立てをしていない人も、その状態を社会問題とみなしている（みなし得る）と考える方が自然である。むしろ、そうではないと主張しようとする場合に、それを説明するための十分な論理を提示する必要がある。